

福井県報

第 153 号
令和 3 年
7月13日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則(三二・税務課)……………二

告示

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定(三〇三・障がい福祉課)……………六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(三〇四、三〇五・同)……………七

○救急業務に係る医療機関の認定(三〇六・福井保健所)……………八

○保安林の指定の予定(三〇七、三〇九・森づくり課)……………八

○保安林の指定の解除の予定(三一〇・同)……………九

○恐竜博物館の機能強化整備にかかる給排水衛生設備工事(その1)の請負契約に
係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三一・土木管理課)……………九

訓令

※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令(一一・税務課)……………一一

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(統計情報課)……………一三

○土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………一四

○建設業法の規定に基づく建設業者への営業停止命令(土木管理課)……………一四

○公共測量の終了(同)……………一四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(審
査指導課)……………一四

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(四八)……………一五

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(四九)……………一五

○政治団体の解散の届出(五〇)……………一五

○資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(五一)……………一五

○個人演説会等の施設の指定(五二)……………一六

○個人演説会等の施設の指定事項の異動(五三)……………一六

○個人演説会等の施設の指定の取消し(五四)……………一六

人事委員会公告
○令和3年度福井県職員採用I種試験(追加募集)の実施……………一六

規則

福井県条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月十三日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十二号

福井県条例施行規則の一部を改正する規則

福井県条例施行規則（昭和三十七年福井県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産）

（条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産）

第五十六条 条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

第五十六条 条例第七十七条第一項第六号に規定する規則で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一～五 （略）

一～五 （略）

六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八條第一項の過疎地域持続的発展市町村計画（市町が定めた計画で、過疎地域持続的発展市町村計画に準じたものと知事が認めたものを含む。）において移転すべきものと定められた地域から移転先として定められた地域へ住所を移転した者が移転前に自己の居住の用に供していた家屋および当該家屋に係る土地に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産

六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第六條第一項の過疎地域自立促進市町村計画（市町が定めた計画で、過疎地域自立促進市町村計画に準じたものと知事が認めたものを含む。）において移転すべきものと定められた地域から移転先として定められた地域へ住所を移転した者が移転前に自己の居住の用に供していた家屋および当該家屋に係る土地に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産

七～十一 （略）

七～十一 （略）

様式第一号および様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

(表)

8.5センチメートル

第 号

(写真) 所 属
職 氏 名

徴 税 吏 員 証

年 月 日交付

福 井 県 印

6センチメートル

(裏)

1 この吏員証は、県税条例施行規則第6条の規定により、県税の賦課徴収に関する調査のために質問し、または検査を行う場合および滞納処分に関し、滞納者の財産の調査をするために質問し、または検査もしくは捜査を行う場合に携帯するものとする。

2 この吏員証は、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

様式第2号 (第6条関係)

(表)

8.5センチメートル

第 号

(写真) 所 属
職 氏 名

検 税 吏 員 証

年 月 日交付

福 井 県 印

6センチメートル

(裏)

1 この吏員証は、県税条例施行規則第6条の規定により、県税に関する犯罪事件の調査を行う場合に携帯するものとする。

2 この吏員証は、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

様式第二十四号(その一)、様式第二十五号(その一)、様式第二十七号および様式第二十九号中「㊦」を削る。
 様式第三十八号(その一)および様式第三十八号(その二)中「㊦」を「㊦」に改める。
 様式第四十四号および様式第五十四号中「㊦」を削る。
 様式第五十八号中「㊦」を「㊦」に改める。
 様式第五十八号の二中「㊦」を「㊦」に改める。
 様式第五十八号の三から様式第五十八号の五までの規定中「㊦」を削る。
 様式第七十号(その一)および様式第百号表を次のように改める。

様式第五十八号の二中「㊦」を「㊦」に改める。
 様式第五十八号の三から様式第五十八号の五までの規定中「㊦」を削る。
 様式第七十号(その一)および様式第百号表を次のように改める。

様式第70号(その1)(第19条の2、第54条関係)

法人 県 民 税 ・ 法 人 事 業 税
特別法人事業税または地方法人特別税
更正決定通知書

所在地
法人名

次のとおり更正決定しましたから通知します。
この通知に基づくと不足税額および不足税額に対する延滞金額または加算金額については、納付書により、指定納期限までに納付してください。

この通知により
納付すべき税額等
⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒
円

指定納期限
年 月 日

更正決定の理由

課税番号/法源番号	申告区分	申告期限	申告年月日	税務署等の処理	資本金等の額
事業年度 日から 年 月 日まで	更正決定額 税率(%)	税 額	既納付確定額	増減額	

区 分		課税標準額	税率(%)	税 額	既納付確定額	増減額
課税標準となる法人税額の総額	①					
本県分の課税標準となる法人税額	②					
県民税の特定寄附金税額控除額	③					
控除対象所得税額等相当額の控除額	④					
外国の法人税額等の控除額	⑤					
仮装経理に基つての控除額	⑥					
利子割額	⑦					
差引法人税割額	⑧					
租税条約の実施に係る控除額	⑨					
過大であった既還付請求利子割額	⑩					
納付すべき法人税割額	⑪					
均等割	⑫					
控除しきれなかった利子割額	⑬					
所 得 金 額	⑭					
400万円以下	⑮					
800万円以下	⑯					
800万円超	⑰					
計	⑱+⑲+⑳					
償 減 不 適 用 の 金 額	㉑					
付 加 価 値 額 の 総 額	㉒					
付 加 価 値 額 の 総 額	㉓					
資 本 金 等 の 総 額	㉔					
資 本 金 等 の 総 額	㉕					
取 入 金 額 の 総 額	㉖					
取 入 金 額 の 総 額	㉗					
所 得 金 額 の 総 額	㉘					
付 加 価 値 額 の 総 額	㉙					
付 加 価 値 額 の 総 額	㉚					
資 本 金 等 の 総 額	㉛					
資 本 金 等 の 総 額	㉜					
取 入 金 額 の 総 額	㉝					
取 入 金 額 の 総 額	㉞					
計	㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺					
平成28年改正法附則第5条の控除額	㊻					
事業税の特定寄附金税額控除額	㊼					
仮装経理に基つての控除額	㊽					
租税条約の実施に係る控除額	㊾					
差 引 計	㊿-㊽-㊾-㊿-㊽-㊾-㊿					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割	㊿					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割	㊿					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割	㊿					
仮装経理に基つての控除額	㊿					
租税条約の実施に係る控除額	㊿					
差 引 計	㊿+㊿+㊿-㊿-㊿-㊿					

特別法人事業税	地方法人特別税	申告年月日	税率(%)	加算金額	既納付確定額	増減額
通 告 分	申 告 分	⑰				
(加 算 分)	申 告 分	⑱				
(重 加 算 分)	申 告 分	⑲				
重 加 算 金	重 加 算 金	⑳				
重 加 算 金	重 加 算 金	㉑				

注 この更正決定通知書の(お知らせ)の欄に、賦課の根拠となった法律の規定、延滞金額の計算方法ならびにこの更正決定通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の出訴期間等を記載すること。

(お知らせ)

年 月 日

福井県 長 印

様式第100号(第65条関係)

(表)

特別徴収義務者 住(居)所(所在地) 氏名(名称)		ゴルフ場名	
特別徴収義務者 氏名(名称)		ゴルフ場名	
税目	課税番号	年 月 日	特別徴収義務者の住(居)所(所在地)
08			特別徴収義務者の氏名(名称)
			特別徴収義務者の個人番号(法人番号)
			ゴルフ場名および個人番号(法人番号)
			電話番号
			所在地
			福井県 長 嶽 (局 番)
期間	月 日 から 月 日 までの分	等級	課税標準および税額
利用者	区分	利用人員(人)	税率(円)
課税標準の内訳	① 通常のゴルフ場利用者		
	② 受ける利用者		
	③ 薄暮における利用者		
	④ 競技会等に参加する選手		
合 計			
③ 非課税利用者	18歳未満		
	70歳以上		
	障害者		
	国民体育大会(公式練習を含む)		
	国際競技大会(公式練習を含む)		
	教育活動		
摘要			
(注)	<p>1 毎月15日(これらの日が土曜日に当たる場合には17日、これらの日が日曜日または国民の祝日にあつた場合は法律第3条に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。))に当たる場合には16日)までにこの申告書を提出するとともに、上記金額を納入してください。ただし、施設の使用を停止した場合は、その停止の日から5日以内に申告納入してください。</p> <p>2 内訳は、裏面に記載してください。</p> <p>3 申告額が過少であつた場合は申告書の提出期限までに提出がなかつた場合には、過少申告加算金、不申告加算金または重加算金が課されます。</p> <p>4 ②欄の「競技会等に参加する選手」ならびに③欄の「国民体育大会(公式練習を含む)」、「国際競技大会(公式練習を含む)」および「教育活動」の利用については、その旨を証明する書類を添付してください。</p> <p>5 個人番号を記載する場合には、左側1文字空けて記載してください。</p>		

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の第五十六条第六号の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対する不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正前の福井県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第303号

令和3年7月1日付けで、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規則第61号)第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1 眼科	岩崎 健太郎	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
2 耳鼻いんこう科	木戸口 正典	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
3 耳鼻いんこう科	吉田 加奈子	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
4 耳鼻いんこう科	齋藤 杏子	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5 循環器科	相木 孝允	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
6 循環器科	向井 萌	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
7 整形外科	竹浦 直人	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
8 整形外科	北出 誠	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
9 整形外科・呼吸器外科・消化器科	藤田 純	藤田医院	丹生郡越前町西田中16-1
10 脳神経外科	四方 志昂	公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31

福井県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	有限会社武生薬局	越前市天王町3-25	有限会社武生薬局	代表取締役 上野 巖	越前市天王町3-25	令和3年7月1日

福井県告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日

精神通院 医療	エーワソ薬局春日店	福井市春日町237-2	有限会社エーワソ薬局	代表取締役 野村 守和	敦賀市市野々町2丁目1567	令和3年7月11日
------------	-----------	-------------	------------	----------------	----------------	-----------

福井県告示第306号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 荒川整形外科医院
- 3 所在地 福井県福井市高木町51-8
- 4 認定の有効期間
自 令和3年7月14日
至 令和6年7月13日

福井県告示第307号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
福井市城有町55字藪田1から8まで、12、60字奈葉尻9の1、9の2、10の1、11、12、13の1、13の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて

縦覧に供する。))

福井県告示第308号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
大野市下打波38字大漏斗山2の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下打波38字大漏斗山2の1(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第309号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
勝山市遅羽町蓬生36字南一番47、48、51から53まで、56、57、37字南二番40から43まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

遅羽町蓬生36字南一番48・51・37字南二番41・42(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第310号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所
福井市西二ツ屋町1字大塚1の14・大窪町42字竈屋山1の27
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福井県告示第311号

恐竜博物館の機能強化整備にかかる給排水衛生設備工事(その1)の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 工事項

- 恐竜博物館の機能強化整備にかかる給排水衛生設備工事（その1）
- (2) 工事場所
福井県勝山市村岡町寺尾 地保
- (3) 工事概要
衛生器具設備、給水設備、排水設備、消火設備他 一式
- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。
- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について管工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。
- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行わ

れている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和3・4年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和3年7月13日（火）から同年7月29日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470



福井県訓令第1号

総務部

嶺南振興局

福井県税務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程（昭和38年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

訓令様式第49号中

「福井県 事務所（振興局）」を削り、

「上記検索調書謄本を受領しました。」

（ ）

「検索調書謄本（検索を受けた者あて）を受領しました。」

年 月 日 （ ）

を

「上記検索調書謄本を受領しました。」

（ ）

「検索調書謄本（検索を受けた者あて）を受領しました。」

年 月 日 （ ） 氏名

に改める。

訓令様式第50号（その1）中

「上記の検索に立

ち合い差押調書

（ ）

謄本を受領し

ました。

を

「上記の検索に立

ち合い差押調書

（ ） 氏名

謄本を受領し

ました。」

に改める。

訓令様式第51号中

「年 月 日 （ ）

を

「年 月 日 （ ） 氏名

に改める。

訓令様式第57号中

「年 月 日 （ ）

「年 月 日 （ ） 氏名

⑤」を

⑥」に改め

る。
 訓令様式第61号および訓令様式第63号中「㊸」を削る。
 訓令様式第66号中
 「福井県 事務所(振興局)」を削り、
 「立会人()」を
 「立会人()氏名」に、
 「年 月 日()」を「年 月 日() 氏名」に改める。
 訓令様式第67号中「福井県 事務所(振興局)」を削り、
 「立会人()」を
 「立会人()氏名」に、
 「()」を「()氏名」に、
 「保管者」を
 「保管者」に改め、同様式記載要領中「最下欄の文言を「上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。」等と訂正しまたはその文言を欄外に記載して保管者の署名(記名を含む。)押印を求める」を「最下欄に保管者の署名(記名を含む。)を求める」に改める。
 訓令様式第68号から訓令様式第68号の3までの規定中「㊸」を削る。
 訓令様式第69号中「福井県 事務所(振興局)」を削り、
 「()」を「()氏名」に改める。
 訓令様式第80号中
 「年 月 日()」を
 「年 月 日()氏名」に改める。
 訓令様式第88号中「㊸」を削る。
 訓令様式第96号を次のように改める。

訓令様式第96号

参加差押財産引受調書		整理番号	第	号
参加差押財産引受調書		年	月	日
次のとおり、参加差押財産の引渡しを受ける。		福井県徴税吏員		
引渡した財産の表示	名(数量) 性(性質) 所在地	参加差押年月日	年	月
引渡した財産の表示	参加差押年月日	年	月	日
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。				
立会人()氏名				
参加差押財産引受調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。				
年 月 日				
保管者()氏名				
上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。(国税徴収法施行令第 条第 項))				
(保管命令を行った理由：)				
年 月 日				
様				
福井県徴税吏員				
㊸				
上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。				
年 月 日				
保管者				

- 注
- この調書に係る処分について不服がある場合には、この調書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所(振興局)を経由して提出してください。
 - この処分取消の訴えは、この調書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。
 - 1の審査請求をした場合のこの処分取消の訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

記載要領

- この調書は、徴収令第40条第1項の規定により参加差押に係る差押財産等の引渡しを受けた場合に作成する。
- 「参加差押財産引受調書原本を受領しました。」の文言のある欄のかつこ内には、財産の保管者と立会人との総称または関係者を記入する。
- 引渡しを受けた助産等を、契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、最下欄に保管者の署名(記名を含む。)を求める。

訓令様式第100号および訓令様式第112号から訓令様式第114号までの規定中「㊦」を削る。

訓令様式第115号(その1)および訓令様式第115号(その2)中「㊦」を削り、これらの様式注を削る。

訓令様式第125号、訓令様式第128号、訓令様式第129号、訓令様式第130号の2および訓令様式第133号中「㊦」を削る。

訓令様式第134号中「氏名(名称) ㊦」を「氏名(名称) 」に改める。

訓令様式第140号中「㊦」を削る。

訓令様式第215号中「氏名 ㊦」を

「氏名 ㊦」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年7月13日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の県税賦課徴収事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定職務の名称および数量

福井県行政情報ネットワーク回線接続サービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県地域戦略部統計情報課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和3年6月23日

4 落札者の名称および住所

NTTビジネスソリューションズ株式会社 北陸支店ITビジネス部

福井県福井市日之出2丁目12-5

5 落札金額

136,290,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年5月11日

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年6月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 石田 多丸 越前市四郎丸町40-10

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

1 処分をした年月日

令和3年7月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地および許可番号

株式会社長崎組

代表取締役 松田 五十六

大野市朝日第26号31番地の1

福井県知事許可（般・特-28）第790号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

【停止を命ずる営業の範囲】

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの

（注1） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）または建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

【停止を命ずる期間】

令和3年7月28日から令和3年9月25日までの60日間

4 処分の原因となった事実

株式会社長崎組（以下、「長崎組」という。）の社員は、「平成30年度（補正）農山漁村地域整備交付金林道橋梁改良工事（林道第27号）」等の大野市発注の林道工事に関し、同市元職員に対し、工事金額が記載された工事費内訳書の写しの交付を受ける

などの長崎組に有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼および今後と同様の取り計らいを受けたい趣旨の下に、現金計50万円を供与し、もって同市元職員の職務に関し賄賂を供与したとして、贈賄罪で福井地方裁判所より懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年6月24日に国土交通省近畿地方整備局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

国土交通省近畿地方整備局

2 作業の種類

公共測量（三次元データ計測）

3 作業の期間

令和2年12月15日から令和3年2月28日まで

4 作業の地域

福井県の一部（国道8号 他）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

福井県財務会計システム機器更新等に伴う設定業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県会計局審査指導課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年6月21日

4 随意契約の相手方の名称および住所

富士通Japan株式会社福井支社

福井県福井市毛矢1丁目10番1号

5 随意契約に係る契約金額

51, 700, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約にすることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

選挙管理委員会

福井県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年5月27日	Awara Amazing Action	三上 寛了	阪口 智子	あわら市河間9-8
令和3年6月2日	市民の政治参画を促す会	吉田 彰次郎	吉田 彰次郎	坂井市三国町陣ヶ岡32-31-5
令和3年6月25日	山田賢一後援会	石塚 博英	上木 真吾	越前市塚町212

福井県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧

令和2年7月3日	中島会	西行 美	会計責任者	西行 美	松本 勲
令和3年3月31日	高木つよし織田町後援会	大島 弥治	代表者	大島 弥治	河原 洋一郎

令和3年5月22日	佐々木康男後援会	伊藤 憲治	会計責任者	佐々木 拓也	大塚 和博
-----------	----------	-------	-------	--------	-------

令和3年5月24日	自由民主党福井県農業支部	北島 友嗣	主たる事務所 の所在地	福井市大手3-2-18	福井市湖4-6 06福井市農業 協同組合5階
-----------	--------------	-------	----------------	-------------	------------------------------

令和3年5月24日	自由民主党福井県	北島 友嗣	会計責任者	幸池 亨	北野 弦雄
-----------	----------	-------	-------	------	-------

令和3年5月24日	福井県農政連	北島 友嗣	会計責任者	幸池 亨	北野 弦雄
-----------	--------	-------	-------	------	-------

令和3年5月25日	立憲民主党福井県第2区総支部	齊木 武志	会計責任者	中尾 優憲	鎌田 親彦
-----------	----------------	-------	-------	-------	-------

令和3年5月25日	齊木武志後援会	齊木 武志	会計責任者	中尾 優憲	鎌田 親彦
-----------	---------	-------	-------	-------	-------

令和3年6月15日	自由民主党小浜市支部	吉田 一夫	会計責任者	西川 典宏	桑田 博敏
-----------	------------	-------	-------	-------	-------

令和3年6月21日	きたうら博憲後援会	北浦 博憲	主たる事務所 の所在地	あわら市北潟28-13-1	あわら市北潟28-14-2
-----------	-----------	-------	----------------	---------------	---------------

福井県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和2年12月31日	中島会	西行 美
令和3年5月28日	にぎ一三後援会	二佐 一三
令和3年6月11日	森下ゆたか後援会	井関 清

福井県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に

より、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年4月1日	野田 富久	のだ富久後援会の所在地	主たる事務所所在地	福井市大手2-15-6	福井市春山1-9-31

福井県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、越前市選挙管理委員会から、同条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
越前市あいばーく今立	越前市栗田部町9-1-9	令和2年1月1日
越前市市民交流センター	越前市府中1-11-2	令和2年1月1日
越前市生涯学習センター	越前市府中1-13-7	令和2年1月1日

福井県選挙管理委員会告示第53号

鯖江市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定に係る事項の異動の通知があったので、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	施設の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
令和2年4月1日	ユーカルさばえ	施設の名称	ユーカルさばえ	勤労青少年ホーム

福井県選挙管理委員会告示第54号

越前市選挙管理委員会、大野市選挙管理委員会および高浜町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の通知があったので、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
越前市栗田部体育館	越前市栗田部町中央1-501	令和2年4月1日
越前市今立勤労青少年ホーム	越前市西庄境町21-7-1	令和2年4月1日
五条方集落センター	大野市五條方14-15-1	令和3年4月1日
下山地区集会施設	大野市下山43-45	令和3年4月1日
内浦基幹集落センター	大飯郡高浜町山中80-3-1	令和3年6月1日

人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定に基づき、令和3年度の福井県の職員採用I種試験（追加募集）を実施するので、職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

福井県人事委員会

1 試験の区分および採用予定人員

試験区分	試験回	試験方式		採用予定人員
		一般方式	新方式	
土木 (総合)	第2回	一般方式	新方式	5人程度
		新方式	新方式	
	第3回	一般方式	新方式	
		新方式	新方式	
第4回	新方式	新方式		

2 受験資格

受験することができる者は、昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者または平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を現に卒業した者もしくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの者とする。ただし、日本の国籍を有しない者および地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者は、受験することができない。

3 第2回の試験の日時、場所および方法ならびに合格者の発表の時期および方法

(1) 第1次試験

- ア 日時
令和3年10月17日(日)午前9時から
- イ 場所
福井市またはその近郊
- ウ 方法
大学卒業程度の知識、能力等について、一般方式試験では教養試験、新方式試験では基礎能力試験を行う。また、両試験とも専門試験および適性検査Ⅰを行う。
- エ 合格者の発表の時期および方法
令和3年10月28日(木)に福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 日時
令和3年11月中下旬
- イ 場所
福井市内(予定)
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査Ⅱを行う。また、一定の語学資格を有する者について、一定点を総合得点に加点する。
- (3) 最終合格者の発表の時期および方法
令和3年12月中旬に、福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲載するほか、第2次試験の受験者全員に可否の結果を書面により通知する。
- 4 第3回の試験の日時、場所および方法ならびに合格者の発表の時期および方法
- (1) 第1次試験
- ア 日時
令和3年12月12日(日)午前10時から
- イ 場所
福井市またはその近郊
- ウ 方法
大学卒業程度の知識、能力等について、基礎能力試験、専門試験および適性検査Ⅰを行う。
- エ 合格者の発表の時期および方法
令和3年12月下旬に福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 日時

- 令和4年1月中旬
- イ 場所
福井市内(予定)
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査Ⅱを行う。また、一定の語学資格を有する者について、一定点を総合得点に加点する。
- (3) 最終合格者の発表の時期および方法
令和4年2月中旬に、福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲載するほか、第2次試験の受験者全員に可否の結果を書面により通知する。
- 5 第4回の試験の日時、場所および方法ならびに合格者の発表の時期および方法
- (1) 第1次試験
- ア 日時
令和4年3月13日(日)午前10時から
- イ 場所
福井市またはその近郊
- ウ 方法
大学卒業程度の知識、能力等について、基礎能力試験、専門試験および適性検査Ⅰを行う。
- エ 合格者の発表の時期および方法
令和4年3月下旬に福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 日時
令和4年4月下旬
- イ 場所
福井市内(予定)
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査Ⅱを行う。また、一定の語学資格を有する者について、一定点を総合得点に加点する。
- (3) 最終合格者の発表の時期および方法
令和4年5月中旬に、福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲載するほか、第2次試験の受験者全員に可否の結果を書面により通知する。
- 6 受験手続
- (1) 受験の申込みの方法
ふくえーねっと電子申請サービスを利用して申し込むこと。

- (2) 受付期間
- ア 第2回
令和3年7月13日(火) から同年9月21日(火) まで
- イ 第3回
令和3年9月22日(水) から同年11月23日(火) まで
- ウ 第4回
令和3年11月24日(水) から令和4年3月1日(火) まで
- エ その他
- (1) 試験に関する問合せは、福井県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に作成する試験案内を参照すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により、試験の日時、場所を変更する場合があります。